

医療法人徳洲会 大隅鹿屋病院

令和2年度 水質検査計画

《目 次》

- 1 水質検査計画に関する基本方針
- 2 水道設備の概要
- 3 水源の状況及び水道水の水質状況
- 4 水質検査体制及び検査方法
- 5 水質検査項目及び検査回数
- 6 水質検査における採水地点
- 7 臨時水質検査
- 8 水質検査計画及び検査結果の公表
- 9 水質検査の精度と信頼性の保証
- 10 関係機関との連携

1 水質検査計画に関する基本方針

- ① 水質検査の対象は、鹿屋市新川町6081-1大隅鹿屋病院敷地内水源地から大隅鹿屋病院内に供給される水道水とする。
- ② 水道法の検査が義務付けられている水道水の破瓜、水質汚染を監視する目的で、原水の検査も行う。
- ③ 採水地点は原則として原水1箇所、水道水1箇所とする。
- ④ 検査項目は、水道水に関しては水道法により定められた項目を実施する。その他必要に応じて水質管理目標設定項目や指標菌、原水の汚染監視を目的とした検査も実施する。
- ⑤ 水質汚濁事故等のように水道水の水質基準を維持することが危ぶまれる事態においては、速やかに臨時水質検査を実施する。
- ⑥ 専用水道施設の改修の予定。年度途中での変更もありうる。

2 水道設備の概要

水道種類	施設名	水源名	所在地	建設年	給水人口	日最大給水量	浄水処理及び給水方法
専用水道	大隅鹿屋病院水源地	大隅鹿屋病院水源	新川町6081-1	平成17年	1日1255人	200m ³	活性炭ろ過方式 塩素滅菌

3 水源の状況及び水道水の水質状況

水源地			水質検査結果	
No.	施設名	水源種類	原水	浄水
1	大隅鹿屋病院敷地内水源地	地下水	別表1	別表2

クリプトスポリジウム等予防対策の原水の検査関連

事業署名	水源名	種類	レベル	施設設備	原水調査項目	検査/年
専用水道	大隅鹿屋病院敷地内水源地	地下水	レベル1	—	指標菌	4回

4 水質検査体制及び検査方法

- ① 水質検査体制
全ての項目について厚生労働大臣の登録検査機関(水道法第20条第3項の規定に基づく)に委託する。
- ② 水質検査方法
水質検査方法に関しては水質基準項目及び水質管理目標設定項目の場合、国が定めた「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年厚生労働省告知第261号)によって行う。
その他の項目については「浄水試験方法」等で行う。

5 水質検査項目及び検査回数

水質検査計画「別表3-1(原水)、別表3-2(浄水)」を参照

6 水質検査における採水地点

種類	施設名	給水栓水		原水			
		No.	採水地点	No.	採水地点	No.	採水地点
専用	大隅鹿屋病院敷地内水源地	1	院内末端部 (9階トイレ手洗い)	1	大隅鹿屋病院敷地内水源地		

毎日検査	種類, 場所	残留塩素 PH	大隅鹿屋病院 9階トイレ手洗い
------	--------	------------	--------------------

※見取り図 別表4

7 臨時水質検査

水源等で次のような水質変化が認められ、水質基準値を超越する恐れがある場合、直ちに水源等からの取水を停止し臨時水質検査を実施する。

- ① 原因不明で色及び濁りに変化が生じるなど水質が著しく悪化したとき。
- ② 臭気及び味に変化が生じたとき。
- ③ その他必要と認められる場合。

8 水質検査計画及び検査結果の公表

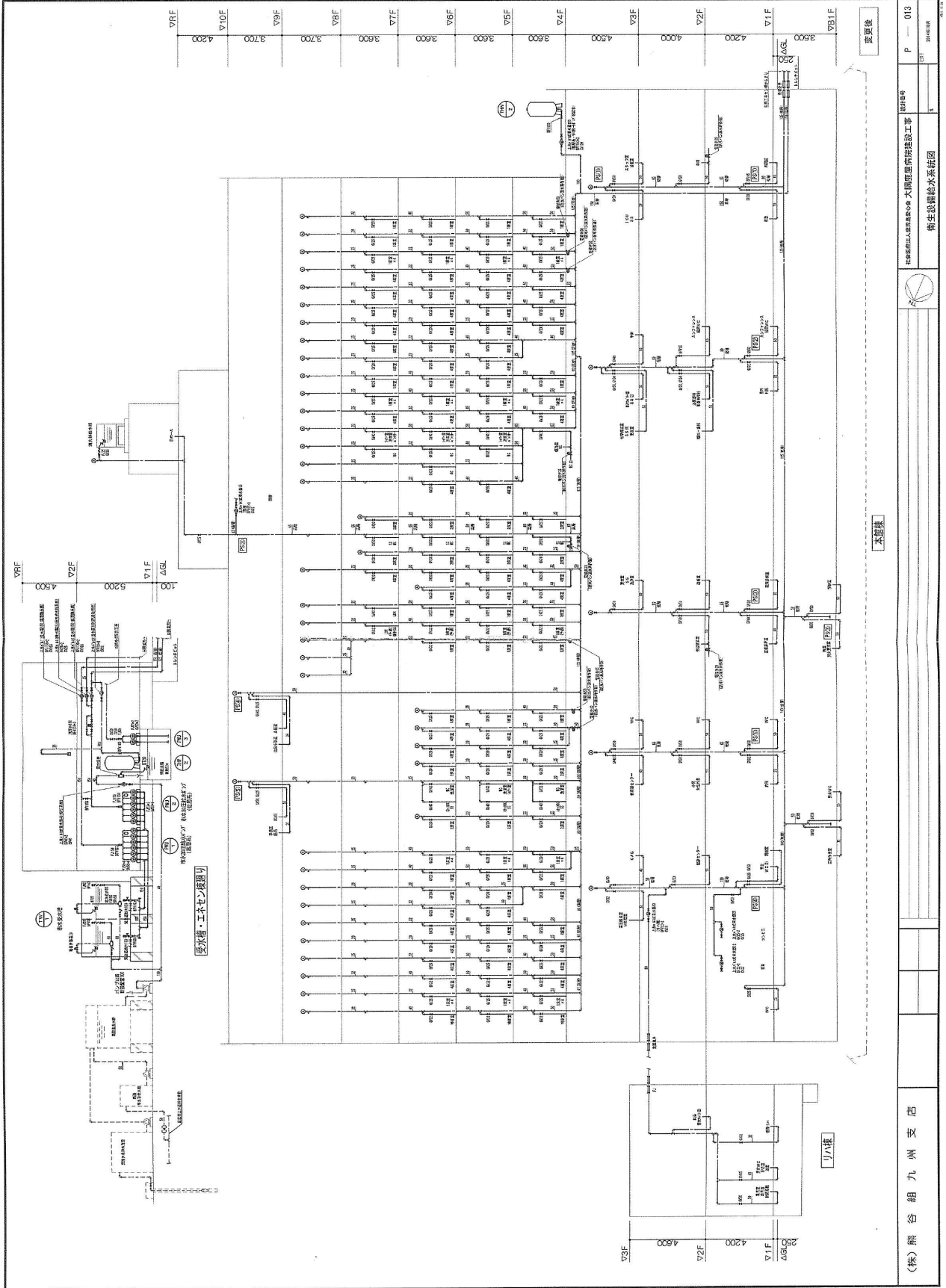
水質検査計画は毎年度作成し、ホームページ、受付前等で公表をおこなう。
水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果は総務課内に保管し、写しを各部署に公表する。

9 水質検査の精度と信頼性の保証

- 検査の精度と信頼性保証
検査の精度については、委託する検査機関の検査精度を確保する必要があることから、以下の要件を満たすことを条件とする。
 - 1) 検査が可能な検査施設を有していること。
 - 2) 知識経験を有する者が検査を担当していること。
 - 3) 厚生労働省の外部精度管理の結果が良好であること。
- 信頼性保証について
検査の工程だけでなく、結果書が届くまでの工程(事務業務及び連絡業務等)についても信頼性の保証が必要なことから、以下の要件を満たすことを条件とする。
 - 1) 水質検査を行う部門に専任の管理者が置かれていること。(水質検査部門管理者)
 - 2) 専ら水質検査業務の管理及び制度の確保を行う部門が置かれ、専任の管理者が置かれていること。
 - 3) 信頼性保証システム(第三者機関の監査を含むシステム)としてISO9001の認証を取得していること。
 - 4) ISO9001の認証の内容は水質検査業務だけではなく、水質検査業務に係る事務事業等が含まれていること。

10 関係機関との連携

原水及び水道水の水道事故が発生した場合には、所轄保健所等と連携し情報交換を行いながら迅速かつ適正な対応に努める。



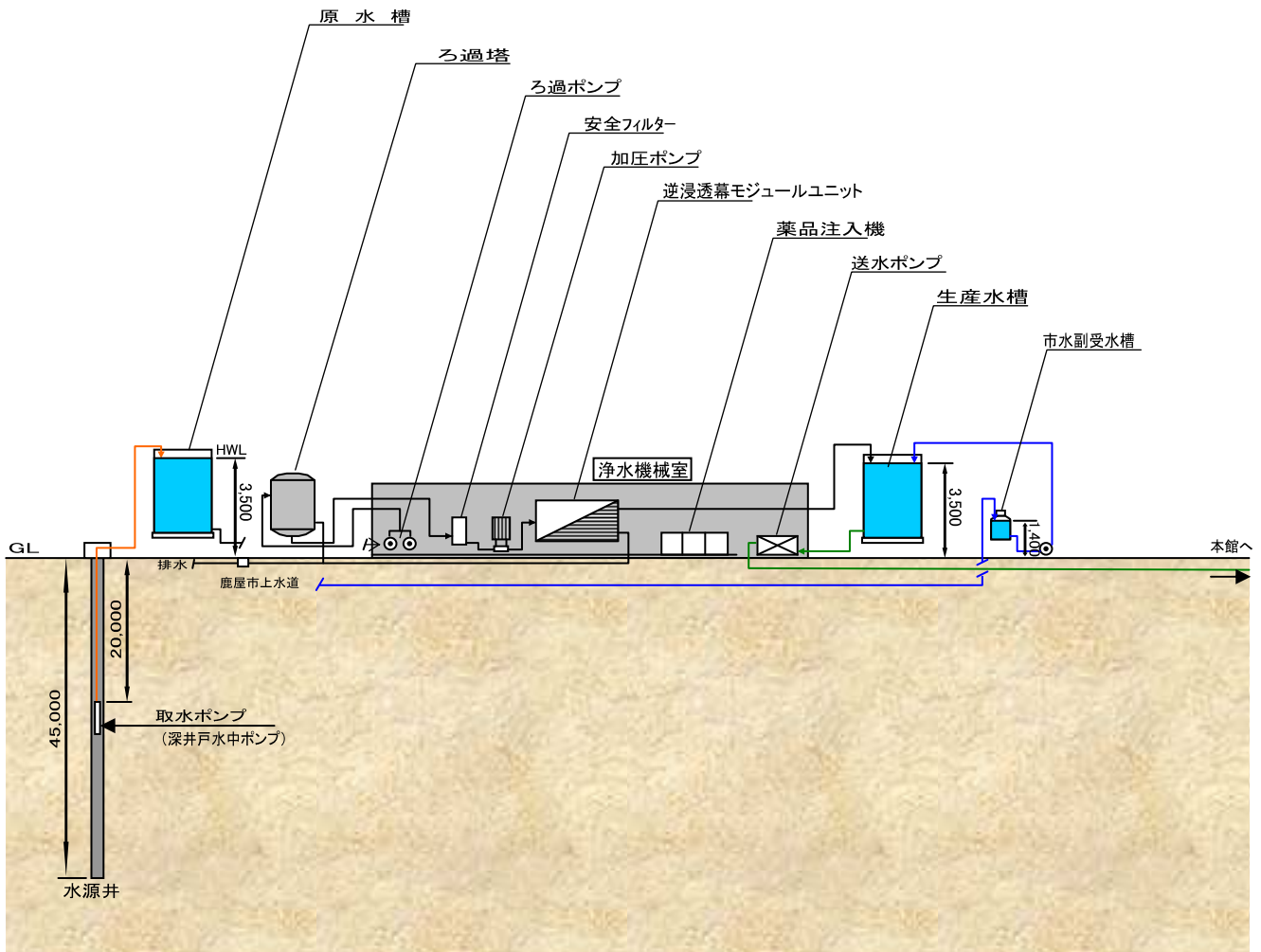
変更表

本館棟

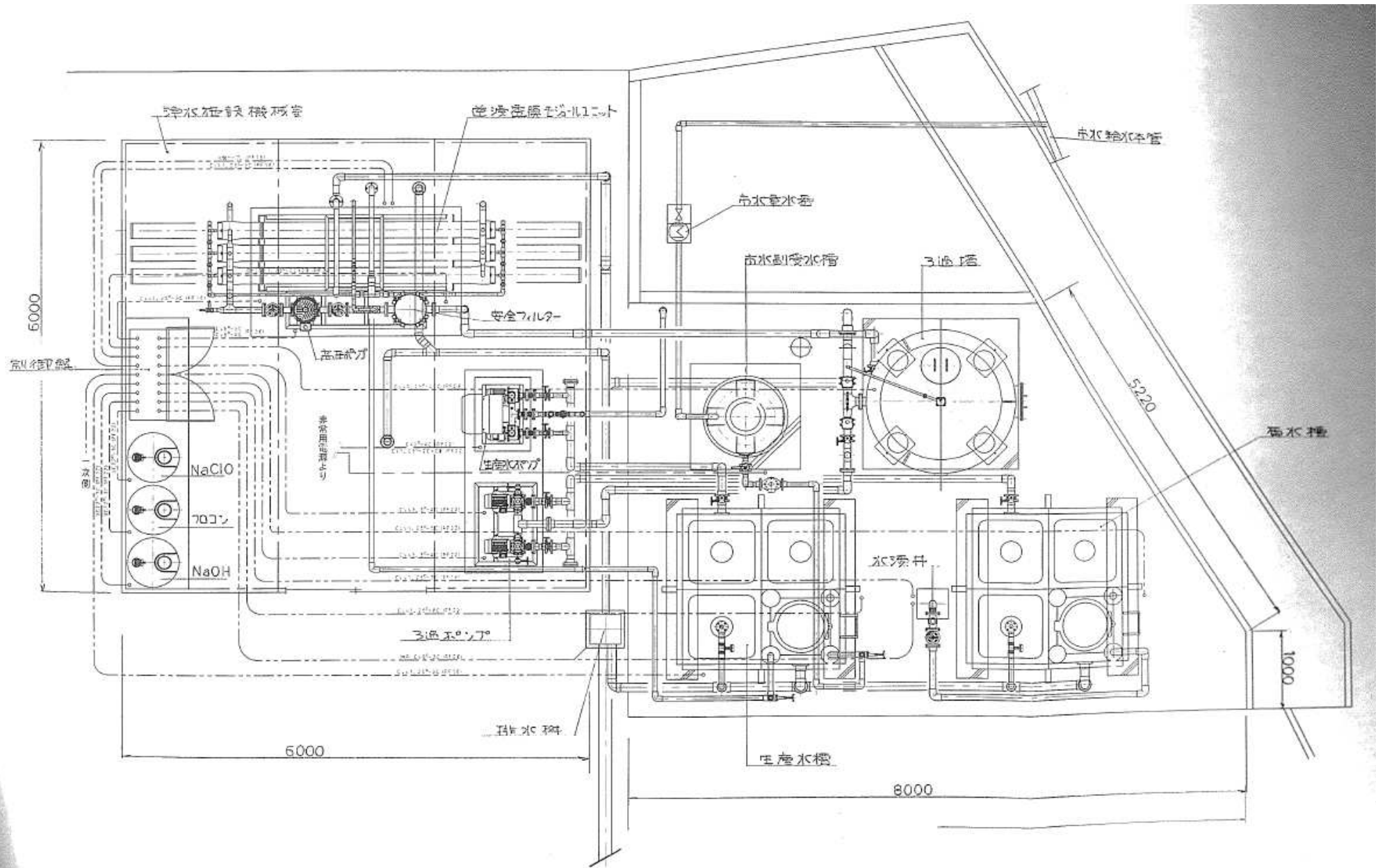
小便

逆浸透造水装置構造図
 ※確認申請書参考

系統	色別
市水導水管	— (Blue)
井水導水管	— (Orange)
送水管	— (Green)



浄水施設配置図



※確認申請書参考